

別紙

	項目	質問内容	回答
①	モニタリング	ショート利用のみで年に1~2回利用の方のモニタリングについて	プランを終了する。プランを終了したから契約終了になるのかは事業所の考えに任せる。(高齢介護福祉課)
②	モニタリング	利用がない月のモニタリングについて。実績がない月もモニタリングが必要なのか。	入院などで利用がないのであれば終了とする。継続の見通しがある場合は、毎月の状況確認(モニタリング)を行い、支援経過を入力する。 ・実施方法：モニタリングはサービス事業所からの報告・連絡、あるいは事業への訪問、利用者からの意見聴取・訪問などの手法を通じて定期的を実施します。サービス事業所や利用者との日常的な連絡調整を通じて信頼関係をつくり、幅広く情報を収集できる環境を整えておくことが大切です。(運営マニュアルより)
③	事業対象者	介護認定を受けながら総合事業のサービスを利用している人が事業対象としての認定を受け直したい場合、認定の空白時間が出来ないようにするにはどのような手続きを踏めば良いですか。	有効期間について 総合事業は基本チェック聴取日が有効期間の開始となります。要支援認定又は要介護認定から、総合事業対象者として認定された方については、要介護認定期間終了(満了)日の翌日からとなります。なお、要支援認定又は要介護認定を要介護認定期間満了日以前に取り消しをされた方については、基本チェックリスト聴取日が有効期間の開始となります。有効期限終了日はありません。状態の変化等により、訪問介護、通所介護以外の新たなサービスが必要となった場合は、介護保険認定申請を行うこととなります。(令和元年8月15日高齢・介護福祉課介護審査G) 事業対象から新規申請する場合、万一非該当となった場合、事業対象に戻り、請求できる。(令和元年9月29日高齢介護福祉課介護審査G)
④	ミニデイ	認知デイを利用しながらミニデイを利用してる人についてケアプランにミニデイ	新たに變更して入れるようにはしていない。プラン作成時に利用しているのであれば、アセスメントからの記載をお願いしているが、利用期間途中で新たにミニデイを利用開始となってもプラン變更については作成者(担当CM)の判断としている。

⑤	利用票	<p>処遇改善加算の月単位での予定、実績の記入方法について毎週利用日のところに「1」を入れる取り決めがありますか。</p>	<p>処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定には含まれない。請求に支障はなく特に取り決めはありません。</p>
⑥	通所利用日の受診	<p>通所利用日の受診は可能か。提供時間内の受診についてどのような取扱いになっているのか。</p>	<p>通所サービスと併設医療機関等の受診について 通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は緊急やむを得ない場合を除いて認められない。また、サービス開始前又は終了後の受診は可能であるが、一律に機械的に通所サービスの前後に組み入れることは適切でなく、当日の利用者の心身の状況、サービスの見直しなどの必要性に応じて行われるべきものである。（介護報酬に係るQ & A）</p>
⑦	訪問介護（按分）	<p>サービス利用時間は夫婦とも自宅にいる必要があるのか。</p>	<p>複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取り扱いについて。それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置付ける。例えば要介護高齢者夫婦のみの世帯に一〇〇分間訪問し、夫に五〇分の訪問介護（身体介護中心の場合）、妻に五〇分の訪問介護（身体介護中心の場合）を提供した場合、夫・妻それぞれ四〇二単位ずつ算定される。ただし生活援助については要介護者（要支援者）間で適宜所要時間を振り分けることとする。（平成12年老企第36号第二の1の（5））（介護保険最新情報Vol. 63 平成21年度3月6日）</p> <p>算定方法とサービス内容について：複数の利用者間の算定について、実際のサービスと算定とが必ずしも一致しない場合もあります。例：要介護者の夫婦世帯に対して調理を考えた場合、夫の算定日についても、夫婦二人分の調理を行う為、夫の分のみ調理するということにはなりません。実際には夫のみ算定しますが、サービスは二人に行うこととなります。</p> <p>留意事項：複数の利用者がある場合には、訪問介護は本人の安否確認も合わせて行うべきなので、利用者全員が自宅にいる必要があります。（平成12年老企第36号 第二の1の（2））例：夫に振り分けた日で、夫婦二人分の調理を行う場合、サービス提供時間には妻も自宅に居る必要があります。</p>

⑧	サービス担当者会議	軽微な変更（福祉用具事業所の名称変更）の担当者会議について	<p>ケアプランの軽微な変更の内容について（サービス担当者会議）</p> <p>基準の解釈通知のとおり、「軽微な変更」に該当するものであれば、例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業者へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定められているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。</p> <p>（介護保険最新情報Vol.155（平成22年7月30日））</p>
---	-----------	-------------------------------	--